

木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、ふるさと納税制度を活用し、木更津市の魅力や取り組むべき政策課題を市内外に広く発信し、本市を応援しようとする個人又は法人その他の団体から広く寄附金を募り、当該寄附金を活用し個性豊かで活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

魅力ある返礼品の企画、寄附者からの申請・問い合わせ・配送管理等を委託することで、寄附金額の最大化と寄附者の利便性の向上、業務の効率化を図る。

2 委託概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託名 | 木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託 |
| (2) 履行場所 | 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
市長公室シティプロモーション課 ほか |
| (3) 業務内容 | 別添「木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり |
| (4) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (5) 提案限度額 | 19,426 千円
※寄附金額を5億2千万円と想定した場合の本事業の契約に係る提案限度額(税込)であり、予定価格は別途算定する。 |

【内訳】

<別添「仕様書」「5 業務内容」の手数料>

1. 返礼品の企画立案
2. 市内生産者・事業者との交渉
3. ウェブページの作成
4. 寄附者情報・収納管理
5. 返礼品の調達・配送管理
6. 返礼品調達費用の一括請求
7. 返礼品配送に係る事故対応
8. 返礼品代金の支払い
9. コールセンター業務
10. 税務関係書類等の作成支援
11. プロモーション活動
12. 寄附フォーム閲覧者数増加のための支援

3 契約方法及び公募型プロポーザル方式を採用した理由

本業務は、新たな返礼品を立案する企画力及び事業者や寄附者からの問い合わせに対応できる経験と寄附情報を管理するシステムに精通している必要があることから、価格のみによる競争で選定するのではなく、公募により広く企画を提案してもらい、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」による随意契約とする。

なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容について、市関係者で構成する木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託受託候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

- (1) 本市もしくは県内の他自治体において、ふるさと納税に係る業務（業務内容は別添「仕様書」
「5 業務内容」に記載するもの）を一括して受託した実績が3自治体以上あること
- (2) 木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者又は入札参加資格と同等の要件を有している
と認められる者
- (3) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入
札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当
しない者
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、または受注者を決
定する前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から
の更生手続き開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から
の再生手続き開始決定がされていない者
- (5) 木更津市税（ただし、木更津市内に事業者がある場合に限る）、法人税、消費税及び地方消
費税等の租税を滞納していないこと

5 実施スケジュール

項目	期日等
実施要領等の配布開始	令和7年2月7日(金)
本プロポーザルについての質問の受付	2月7日(金)～ 2月12日(水)午後5時
本プロポーザルについての質問の回答	2月14日(金)
参加意向申出書提出期限	2月21日(金)午後5時
提案資格審査結果通知 サンプル画像の作成にあたっての素材等の配布	2月27日(木)
提案書類等提出期限	3月7日(金)午後5時
選定審査会による審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	3月18日(火)
審査結果通知	3月21日(金)
契約締結	4月1日

6 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、質問書(様式1)を用い、開封確認を付した電子メールにより以下の「10 書類の提出先(事務局)」宛に提出する。電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年2月7日(金)～2月12日(水)午後5時(必着)

※受付期間を過ぎて提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

令和7年2月14日(金)までに全質問に対する回答を参加意向申出書提出者全員に電子メールで送信する。

7 参加意向申出

(1) 受付期間

令和7年2月7日(金)～2月21日(金)

※各日、午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)

(2) 提出方法

事務局へ持参または郵送とする。

※郵便の場合は配達記録が残る方法で令和7年2月21日(金)までの消印があるものとし、事前に事務局に連絡する。

(3) 提出書類

①プロポーザル参加意向申出書(様式2)

- ②業務委託実績書(様式3)
- ③法人税・消費税及び地方消費税納税証明書(その3の3)
- ④財務諸表(直近1年分)
- ⑤法人市民税納税証明書(事業年度直近2年分)※本市内に事業所等がある事業者のみ
- ⑥固定資産税納税証明書(償却資産を含む 直近2年度分)
※本市内に事業所等がある事業者のみ

8 提案書類等の提出

(1) 提出期間

令和7年2月27日(木)～3月7日(金)

※各日、午前8時30分～午後5時(土・日曜日は除く)

※受付期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切行わない。

(2) 提出書類

	提出書類	留意事項
1	会社概要(任意様式)	パンフレットも可とする。
2	企画提案書(任意様式)	「9 提案書類の作成について」に記載する内容を遵守すること。
3	業務実施体制(任意様式)	寄附申込から返礼品の配送、精算までのフローを示すこと。
4	見積書(任意様式)	別添「仕様書」の「5 業務内容」について見積もりを記載すること。※ただし、金額の算出は <u>想定寄附金額×手数料(%)</u> と記載すること。
5	返礼品サンプル画像	市から別途提供する写真素材を使用して、より魅力的な返礼品画像の案を作成すること。なお、3案まで作成可能とする。

(3) 提出部数

代表者印を押印した正本1部、副本7部

(4) 提出方法

事務局へ持参または郵送とする。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で令和7年3月7日(金)までの消印があるものとし、事前に事務局に連絡する。

9 企画提案書(以下「提案書」という。)の作成について

- ・提案書の用紙サイズは日本産業規格によるA4判(縦横不問)とし、様式・装丁は指定しない。
- ・提案書の枚数は、20 ページ以内とする。
- ・提案書の表記は主に日本語を用い、通貨は日本円とする。

- ・提案書は、選定審査会委員が特段の専門的な知識を有していなくても評価可能な記載により作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、評価者が理解しやすいものとするよう努めること。
- ・提案書は文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ・企画提案の内容は、本実施要領及び別添「仕様書」の内容を十分に踏まえて、見積額の範囲で行うことを前提に記載すること。
- ・提案書は以下の3項目について、原則、記載順のとおり提案するものとする。

(1) 業務遂行能力

別添「仕様書」に記載する「5 業務内容」を十分に遂行できることがわかるような自社の業務体制を記載すること。また、ふるさと納税業務に対する自社ならではの提案があれば併せて記載すること。

(2) ウェブページ作成能力

返礼品の特徴と寄附者需要を意識したウェブページの作成方法を提案すること。寄附者が瞬時に興味を持てる工夫点について詳しく記載すること。

上記とは別に、本市提供の写真素材を用いたサンプル画像を作成すること。

(サンプル画像の写真素材は令和7年2月27日(木)にメールにて送付する。)

(3) 寄附を最大化させるための提案(発展性)

本市の特性を踏まえた競争力のある返礼品の企画や発掘方法について記載し、併せて既存の返礼品に対する寄附増加に向けた有効な取組みについて提案すること。

そのうえで、自社の優位性はどこか、また、仕様書に定めのない業務で、見積額の範囲内で行うことのできる業務があれば記載すること。

10 プロポーザル参加意向申出書及び提案書類の提出先(事務局)

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市役所駅前庁舎 市長公室 シティプロモーション課

電話 0438(38)6165

E-mail promo@city.kisarazu.lg.jp

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定審査会において、提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和7年3月18日(火) 午後1時00分

(2) 場所

木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

(3) 内容

1 事業者20分以内のプレゼンテーション及び10分以内のヒアリング

(4) その他

- ・提案者が3者を超えた場合は「木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託 受託候補者選定審査要領」に基づき書類審査を行い、その結果上位3者をプレゼンテーションの対象として選定する。なお、書類審査結果については3月12日（水）までに電子メールにより通知する。
- ・提案書類等、紙面によるプレゼンテーションも可能であるが、パソコンを使用する場合は提案者で用意すること。なお、接続は HDMI で行う。スクリーン・プロジェクターの機器は本市で用意するものとする。
- ・本市が提案書を受理した事業者の順に実施する。
- ・プレゼンテーション会場への提案者入場は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションでは提案書の内容を基礎に行い、提案内容を修正するような説明は行わないものとする。

12 受託候補者の選定

(1) 選定審査会

「木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託受託候補者選定審査会設置要領」に基づき開催する、選定審査会の審査によって決める。

(2) 選定方法

提出された提案書類等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、最も優れた事業者を選定し、受託候補者として決定する。選定方法は、公募型プロポーザル方式であり、選定審査会の委員6名が審査項目に基づき、審査し点数化する。

(3) 審査項目及び評価基準

「木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託 受託候補者選定審査要領」のとおり

(4) 提案者が1者またはない場合の取り扱い

①提案者が1者のみの場合

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果が最低基準点（60点）に選定審査委員の数を乗じた点数を超えたときは、当該提案者を受託候補者とする。なお、これに満たないときは、再度公募を検討する。

②提案者がない場合

提案者がない場合は、再度公募を検討する。

13 審査結果の通知

審査結果については、参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切応じない。

14 結果の公表

- (1) 公表事項 参加事業者(受託候補者のみ)、総合計得点
- (2) 公表方法 市ホームページ内に掲載
- (3) 審査結果等については、木更津市情報公開条例(平成12年木更津市条例第4号)に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報は不開示情報とする。

15 契約の締結等

- (1) 受託候補者選定後の委託契約の手続き
 - ① 提案書の内容について、本市と受託候補者が業務の詳細を協議し業務内容を決定後、木更津市財務規則に定める随意契約の手続きに基づき、再度見積書(提案書提出時の見積書とは別)を徴取した上で契約書を取り交わすものとする。
 - ② 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、「木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託受託候補者選定審査要領」による準受託候補者と協議を行うものとする。
- (2) 再委託

受託者は、木更津市ふるさと応援寄附金事業業務委託の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、一部の履行を第三者に委託する場合は、再委託先の事業者情報、再委託業務及びその他本市が必要とする情報を記載した書面をあらかじめ本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

16 その他注意事項

- (1) 提案書類に虚偽の記載があった場合、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合、その他本要領の内容に違反する場合は失格とする。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は提案者の負担とする。
- (3) 1 事業者につき 1 提案までとする。一部業務の再委託を受託する事業者であっても、他の事業者の再委託先、もしくは単独の者として本プロポーザルに参加することはできない。
- (4) 提出期限までにプロポーザル参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (5) 提出書類に関して、事務局より問合せや追加資料等の提出を求められた場合には、速やかに対応すること。
- (6) 提出期限後の書類の修正及び変更は原則認めない。ただし、誤字脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
- (7) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (8) 提出されたプロポーザル参加意向申出書、提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができる。
- (9) プロポーザル参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出がない場合または提案書に関するプレゼ

ンテーションに参加しない場合は失格とみなす。

(10) 受託者は、業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(11) 本プロポーザルは令和7年度予算の成立を前提に公募するものであり、予算が成立しない場合には、効力を発しない。

【参考】 寄附実績

年度	令和6年度 (12月末まで)	令和5年度	令和4年度	令和3年度
寄付件数	13,854件	10,562件	9,481件	3,142件
寄付金額	439,539千円	412,872千円	367,845千円	126,512千円